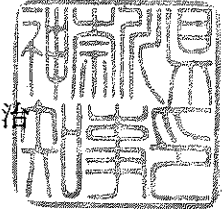


水第1748号
令和3年10月21日

神奈川県漁業調整委員会会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



潜水器漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則第 5 条第 1 項第 7 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
たいらぎ、みるくい、なまこ、あさり及びあずまにしきを目的とする潜水器漁業	1	定めなし	定めなし	東京内湾の神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。ただし、たいらぎは 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで。	横浜市金沢区に主な漁業根拠地（許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。以下同じ。）を有する者	1 操業時に潜水作業できる人数は 1 人（簡易潜水器においては 3 人まで）とする。 2 2 隻以上で同時に操業してはならない。	令和 3 年 11 月 4 日から同年 12 月 3 日まで	令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	(許可の有効期間)
たいらぎ、みるくい、なまこ、さざえ、あずまにしき及びわかめを目的とする潜水器漁業	1	定めなし	定めなし	東京内湾の神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで。ただし、たいらぎは9月1日から翌年5月31日まで。	横須賀市平成町に漁業根拠地を有する者	操業時に潜水作業できる人数は2人(簡易潜水器においては3人まで)とする。	令和3年11月4日から同年12月3日まで	令和3年12月15日から令和8年12月14日まで
あわび、さざえ、なまこ、たいらぎ、みるくい、あずまにしき、うちむらさき及びかきを目的とする潜水器漁業	1	定めなし	定めなし	共第1号共同漁業権の漁場の区域	1月1日から12月31日まで。ただし、あわびは1月1日から10月31日まで、たいらぎは9月1日から翌年5月31日まで	横須賀市平成町に主な漁業根拠地を有し、かつ、共第1号共同漁業権の漁業権の免許を受けている者若しくは当該漁業権の免許を受けている者の受忍を受けている者。	なし	令和3年11月4日から同年12月3日まで	令和3年12月15日から令和8年12月14日まで